

平成 25 年第 1 回
紀南環境広域施設組合議会臨時会会議録（第 1 号）
平成 25 年 11 月 6 日（水曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 25 年 11 月 6 日（水曜日）午後 1 時 00 分 開会

- 第 1 仮議席の指定について
 - 第 2 議長選挙について
 - 第 3 副議長選挙について
 - 第 4 議席の指定について
 - 第 5 会議録署名議員の指名について
 - 第 6 会期の決定について
 - 第 7 発議第 1 号 紀南環境広域施設組合議会会議規則の制定について
 - 第 8 発議第 2 号 紀南環境広域施設組合議会委員会条例の制定について
 - 第 9 発議第 3 号 紀南環境広域施設組合議会傍聴規則の制定について
 - 第 10 発議第 4 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による管理者専決処分事項の指定について
 - 第 11 報告第 1 号 専決処分事項について（条例関係）
 - 第 12 報告第 2 号 専決処分事項について（暫定予算関係）
平成 25 年紀南環境広域施設組合一般会計暫定予算
 - 第 13 報告第 3 号 専決処分事項について（一部事務組合関係）
和歌山県市町村総合事務組合への紀南環境広域施設組合の加入について
 - 第 14 報告第 4 号 専決処分事項について（機関等の共同設置関係）
西牟婁郡公平委員会への紀南環境広域施設組合の加入について
 - 第 15 議案第 1 号 平成 25 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算について
 - 第 16 議案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第 17 議案第 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

○議員定数 26名

○欠員 0名

○出席議員の氏名(26名)

議席番号	氏名
1番	安達克典君
2番	小川浩樹君
3番	塚寿雄君
4番	久保浩二君
5番	宮本正信君
6番	陸平輝昭君
7番	山口進君
8番	吉田克己君
9番	辻本宏君
10番	杉原弘規君
11番	竹本栄次君
12番	田中昭彦君
13番	水上久美子君
14番	南勝弥君
15番	山本明生君
16番	大石哲雄君
17番	堀谷伸二君
18番	岡本克敏君
19番	湊谷幸三君
20番	森本隆夫君
21番	山本真一郎君
22番	水谷育生君
23番	矢本和久君
24番	新屋常夫君
25番	仲江孝丸君
26番	沼谷美次君

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
管理者	真砂充敏君

副管理者	田岡実千年君
副管理者	小谷芳正君
副管理者	井澗誠君
副管理者	岩田勉君
副管理者	寺本眞一君
副管理者	武田丈夫君
副管理者	田嶋勝正君
会計管理者	小川鏡君
上富田町副町長	平見信次君
太地町副町長	漁野伸一君
事務局局長	小郷彰豊君
事務局次長	山崎和典君
計画推進係長	廣田剛君
田辺市廃棄物処理課長	鈴村益男君
新宮市生活環境課長	貝持正志君
みなべ町住民環境課長	西口文治君
白浜町生活環境課長	坂本規生君
上富田町住民生活課長	和田精之君
すさみ町環境保健課長	森本明弘君
那智勝浦町住民課長	玉井弘史君
太地町住民福祉課長	三好通弘君
古座川町住民福祉課長	仲本耕士君
串本町住民課長	松原英樹君

○出席事務局職員

書記	井澗伴好君
書記	濱地純君

午後 1時00分 開会

○事務局長(小郷彰豊君)

皆さん、こんにちは。

紀南環境広域施設組合事務局長の小郷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまより、第1回目の臨時会を開催いたします。

誠におそれ入りますが、会場にお越しの皆様におかれましては、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードへの御協力のほどお願いいたします。

本臨時会は、一部事務組合が設置され、関係市町の議会における組合議会議員の選挙後、初めての議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

本日の出席議員のうち年長者は、那智勝浦町の森本隆夫議員でございます。

森本議員、議長席にお着き願います。

(臨時議長 森本隆夫君着席)

○臨時議長（森本隆夫君）

ただいま御紹介をいただきました森本隆夫でございます。

年長の故をもって、地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

午後 1時04分 開 議

○臨時議長（森本隆夫君）

ただいまの出席議員は26名であります。地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の平成25年第1回紀南環境広域施設組合議会臨時会を開会いたします。

○臨時議長（森本隆夫君）

日程に先立ち、管理者から本臨時会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、許可をいたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

皆さんこんにちは。

本日、紀南環境広域施設組合が設立されて最初の組合議会でございます第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり大変御多忙な中を御参集いただき、

誠にありがとうございます。

当組合は、去る8月1日に設立されて、早いもので3カ月余りが経過いたしますが、この臨時会をもちまして、ようやく一部事務組合としての体制が全て整います。

一部事務組合としてはスタートを切ったばかりですが、財団法人紀南環境整備公社から継承いたしました広域廃棄物最終処分場整備事業につきましては、公社において引き続き行っております現地詳細調査の結果を春頃までに取りまとめ、最終候補地である田辺市稲成町の住民の皆様から施設建設に対する御同意をいただくという大変重要な局面を目前に控えているということも事実であります。

議員の皆様方には、事業を推進する上で、御理解、御協力をいただかなければならないことが多々出てこようかと思っております。

どうか今後とも、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回の臨時会において御審議いただきます案件は、議員提出議案4件、専決処分の承認4件、予算に関するもの1件、その他2件についてでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、招集の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（森本隆夫君）

それでは、本日の会議を開きます。

なお、議事の進行につきましては、紀南環境広域施設組合議会会議規則が制定されておられませんので、今議会に発議第1号として提案されております組合議会会議規則（案）に準じて進行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（森本隆夫君）

異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、紀南環

境広域施設組合議会会議規則（案）により進めてまいります。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりであります。

一応、全日程を記載していますが、臨時議長といたしましては、議長選挙まで、この日程により議事を運営いたします。

以後の日程につきましては、新議長が運営されますので、御了承願います。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（森本隆夫君）

それでは、日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（森本隆夫君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（森本隆夫君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（森本隆夫君）

異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決

定しました。

それでは、指名いたします。

本組合議会議長に塚寿雄君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま臨時議長において指名いたしました塚寿雄君を本組合議会議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（森本隆夫君）

異議なしと認め、よって、塚寿雄君が本組合議会議長に当選されました。

塚寿雄君が今議場におられますので、あなたは、選挙の結果、議長に当選されました。

組合議会会議規則（案）第33条第2項の規定により本席から告知いたします。

塚寿雄君。

議長当選承諾及び就任挨拶をお願いします。

○3番（塚寿雄君）

ただいま組合議員の皆様方から御推挙をいただきました田辺市の塚寿雄でございます。

もとより、浅学非才の私ではございますが、一旦指名された以上は、生活を送るうえで欠かすことのできない最終処分場の完成まで、全身全霊を傾けて職務に取り組んでまいりたいと思いますので、どうか皆様方、御指導・御鞭撻のほどよろしくお祈りを申し上げ、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。

どうか今後ともよろしくお祈りいたします。

○臨時議長（森本隆夫君）

それでは、議長が決まりましたので、議長席を交代させていただきます。

議長は、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 森本隆夫君退席〕
〔議長 塚寿雄君着席〕

午後 1時11分

日程第3 副議長の選挙について

○議長（塚寿雄君）

先ほど、臨時議長から、日程第2、議長の選挙以後の議事日程については、新議長が決まってから運営されたいとのことでありましたが、特に日程の変更もございませんので、お手元に配付の日程に従って会議を進めさせていただきたいと思います。

それでは、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本組合議会副議長に辻本宏君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました辻本宏君を本組合議会副議長の当選人と定める

ことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、辻本宏君が本組合議会副議長に当選されました。

辻本宏君に通告いたします。

あなたは、選挙の結果、副議長に当選されたので、組合議会会議規則（案）第33条第2項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

辻本宏君。

○9番（辻本宏君）

皆さん、御苦勞様でございます。

新宮市議会の辻本宏でございます。

今回の紀南環境広域施設組合の臨時議会、初めての議会で、副議長に選任されました。

どうかよろしくお願ひいたします。

この施設が整うように力して参りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

日程第4 議席の指定について

○議長（塚寿雄君）

それでは、日程第4、議席の指定を行います。

議席の指定の前にお諮りいたします。

議席の番号の順序は、申し合わせのとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、議席の番号順は、議長席から向かって最前列の左端を1番とし、順次右へ数え、第二列目以降も同様に、順次26番まで数えるこ

とにいたします。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(塚寿雄君)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

それでは、議員の議席は、組合議会会議規則(案)第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席の番号、市町村名、議員の氏名を朗読いたさせます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長(小郷彰豊君)

それでは、朗読いたします。

1番 田辺市 安達克典君、2番 田辺市 小川浩樹君、3番 田辺市 塚寿雄君、4番 田辺市 久保浩二君、5番 田辺市 宮本正信君、6番 田辺市 陸平輝昭君、7番 田辺市 山口進君、8番 田辺市 吉田克己君、9番 新宮市 辻本宏君、10番 新宮市 杉原弘規君、11番 みなべ町 竹本栄次君、12番 みなべ町 田中昭彦君、13番 白浜町 水上久美子君、14番 白浜町 南勝弥君、15番 上富田町 山本明生君、16番 上富田町 大石哲雄君、17番 すさみ町 堀谷伸二君、18番 すさみ町 岡本克敏君、19番 那智勝浦町 湊谷幸三君、20番 那智勝浦町 森本隆夫君、21番 太地町 山本真一郎君、22番 太地町 水谷育生君、23番 古座川町 矢本和久君、24番 古座川町 新屋常夫君、25番 串本町 仲江孝丸君、26番 串本町 沼谷美次君、以上であります。

○議長(塚寿雄君)

ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長(塚寿雄君)

続いて、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則(案)第104条の規定により、本臨時会の会議録署名人として、1番 安達克典君、15番 山本明生君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、2番 小川浩樹君、16番 大石哲雄君、以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第6 会期の決定について

○議長(塚寿雄君)

続いて、日程第6、会期の決定を上程いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(塚寿雄君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第7～10 議員発議

○議長(塚寿雄君)

続いて、日程第7、発議第1号紀南環境広域施設組合議会会議規則の制定についてから、日程第10、発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定についてまで、以上4件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

1番 安達 克典君。

○1番(安達克典君)

ただいま上程されました発議第1号、第2号、第3号及び第4号について、地方自治法第112条第1項の規定により提出いたします。

提出者は、私、安達克典でございます。賛成者は、田辺市の小川浩樹議員、すさみ町の堀谷伸二議員、古座川町の矢本和久議員であります。

まず、1臨発議第1号紀南環境広域施設組合議会会議規則の制定については、地方自治法第120条の規定に基づき、紀南環境広域施設組合議会の会議の運営に関する手続き及び議会の規律等を定めるものであります。

次に、1臨発議第2号紀南環境広域施設組合議会委員会条例の制定については、地方自治法第109条第1項の規定に基づき、紀南環境広域施設組合議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものであります。

次に、1臨発議第3号紀南環境広域施設組合議会傍聴規則の制定については、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関する事項を定めるものであります。

次に、1臨発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定については、議会の権限に属する軽易な事項で管理者において専決処分することができる事項を指定するものであります。

以上で、提案説明を終わります。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

提出者の説明が終了いたしました。

質疑に入ります。質疑は一括して行います。それでは、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論は一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、順次お諮りいたします。

1臨発議第1号紀南環境広域施設組合議会会議規則の制定については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1臨発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、1臨発議第2号紀南環境広域施設組合議会委員会条例の制定については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1臨発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、1臨発議第3号紀南環境広域施設組合議会傍聴規則の制定については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1臨発議第3号は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、1臨発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項の指定については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1臨発議第4号は、原案のとおり可

決いたしました。

日程第 11～14 専決処分事項の承認

○議長（塚寿雄君）

続いて、日程第 11、1 臨報告第 1 号専決処分事項について（条例関係）から、日程第 14、1 臨報告第 4 号専決処分事項について（機関等の共同設置関係）まで、以上 4 件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

専決処分事項の 4 件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものです。

まず、1 臨報告第 1 号専決処分事項の条例関係であります。本年 8 月 1 日に紀南環境広域施設組合が設立されたことに伴い、紀南環境広域施設組合負担金条例ほか 25 件の条例について専決処分したものであります。

1 臨報告第 2 号専決処分事項の暫定予算関係であります。当組合設立以降、当初予算の議決をいただくまでの間の業務に支障を来さないように、人件費、事務費につきまして、平成 25 年度紀南環境広域施設組合一般会計暫定予算として専決処分したもので、予算総額 971 万 8 千円を計上いたしております。

1 臨報告第 3 号専決処分事項の一部事務組合関係であります。当組合の設立に伴い、8 月 1 日に和歌山県市町村総合事務組合へ加入しなければならないことから、その加入について専決処分したものであります。

1 臨報告第 4 号専決処分事項の機関の共同設置関係であります。当組合の設立に伴い、8 月 1 日に西牟婁郡公平委員会へ加入しなければならないことから、その加入について専決

処分したものであります。

以上、専決処分事項について、御説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（塚寿雄君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

1 臨報告第 1 号専決処分事項の条例関係であります。紀南環境広域施設組合負担金条例ほか 25 件の条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものです。

これらの条例につきましては、本年 8 月 1 日に紀南環境広域施設組合が設立されたことに伴い、8 月 1 日付けで管理者による専決処分したものです。

専決処分いたしました条例名とその概要につきまして説明させていただきます。

(1) 紀南環境広域施設組合負担金条例につきましては、紀南環境広域施設組規約第 10 条第 2 項の規定に基づき、組合が共同処理する事務につき、組合を組織する市町が負担すべき負担金の負担割合その他必要な事項を定めるものであります。

(2) 紀南環境広域施設組合の休日を守る条例につきましては、地方自治法第 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、組合の休日について定めるものであります。

(3) 紀南環境広域施設組合公告式条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 16 条第 4 項の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものであります。

(4) 紀南環境広域施設組合議会定例会条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 102 条第 2 項の規定に基づき、組

合議会の定例会の回数を定めるものであります。定例会の回数は、毎年2回とし、規則により2月と10月に招集することを定めております。

(5) 紀南環境広域施設組合監査委員条例につきましては、地方自治法及びこれに基づく政令に定めるもののほか、組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものであります。

(6) 紀南環境広域施設組合の事務局の設置に関する条例につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させる事務局の設置及びその分掌する事務について定めるものであります。

(7) 紀南環境広域施設組合行政手続条例につきましては、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものであります。

(8) 紀南環境広域施設組合情報公開条例につきましては、公文書の開示を請求する住民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるものであります。

(9) 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例につきましては、組合の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるものであります。

(10) 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

(11) 紀南環境広域施設組合職員定数条例につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、組合に勤務する一般職に属する職員の定数について定めるものであります。

(12) 紀南環境広域施設組合職員の分限に関

する条例につきましては、地方公務員法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものであります。

(13) 紀南環境広域施設組合職員の定年等に関する条例につきましては、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものであります。

(14) 紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものであります。

(15) 紀南環境広域施設組合職員の服務の宣誓に関する条例につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものであります。

(16) 紀南環境広域施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、地方公務員法第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものであります。

(17) 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものであります。

(18) 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものであります。

(19) 紀南環境広域施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては

は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 203 条及び第 203 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものであります。

(20) 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例につきましては、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものであります。

(21) 紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例につきましては、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものであります。

(22) 紀南環境広域施設組合財政状況の作成及び公表に関する条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

(23) 紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものであります。

(24) 紀南環境広域施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約として地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する契約について定めるものであります。

(25) 紀南環境広域施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 237 条第 2 項の規定に基づき、組合の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものであります。

(26) 紀南環境広域施設組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項

の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法を定めるものであります。

なお、各条文につきましては、議案書 3 ページから 83 ページの各条例を御参照願います。

次に、84 ページをお願いします。

1 臨報告第 2 号専決処分事項の暫定予算関係であります。平成 25 年度紀南環境広域施設組合一般会計暫定予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものです。

暫定予算につきましては、本年 8 月 1 日に紀南環境広域施設組合が設立されたことに伴いまして、地方自治法施行令第 2 条の規定に基づき、本予算が成立するまでの間に必要な収支につきまして、暫定予算を調整するとともに、8 月 1 日から予算執行の必要がありましたので、8 月 1 日付けで管理者による専決処分をしたものです。

暫定予算は、いわゆる通年予算が成立するまでの間のつなぎ予算であります。

組合設立が 8 月、本臨時会が 11 月でございますので、期間は 8 月から 11 月までの 4 カ月間としておりまして、本予算が成立したときは、本予算に吸収されることとなります。

この暫定予算には、4 カ月間に必要となる人件費、事務費を計上しています。

改めまして、84 ページをお願いいたします。

平成 25 年度紀南環境広域施設組合の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第 1 条歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 971 万 8 千円と定める。

第 2 項歳入歳出暫定予算の款項の区分及び

当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出暫定予算による。

詳細内容につきましては、86ページから91ページでございますが、先ほど申し上げましたとおり、暫定予算は本予算の一部でありますので、後ほど暫定予算を含めた本予算の内容について御説明をさせていただきますので、ここでは詳細内容の説明は省略させていただきます、何とぞ御了承賜りたいと思います。

次に、92ページをお願いします。

1臨報告第3号専決処分事項の一部事務組合関係であります。和歌山県市町村総合事務組合への紀南環境広域施設組合の加入について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものです。

和歌山県市町村総合事務組合につきましては、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、地方公務員災害補償法に基づく議会の議員その他の非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務を共同処理する一部事務組合でございます。

和歌山県市町村総合事務組合へは、当組合の議会の議員、監査委員、会計管理者の公務災害補償について共同処理するために加入するものでございまして、8月1日の当組合設立日より会計管理者が職務に就くことから、8月1日付けで管理者による専決処分をしたものです。

次に、101ページをお願いします。

1臨報告第4号専決処分事項の機関の共同処理関係であります。西牟婁郡公平委員会への紀南環境広域施設組合の加入について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものです。

西牟婁郡公平委員会につきましては、地方公

務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会を共同で設置するものでございます。

西牟婁郡公平委員会へは、公平委員会を共同で設置するために加入するものでございまして、8月1日の当組合設立日に組合事務局職員が任命されますことから、8月1日付けで管理者による専決処分をしたものです。

以上をもちまして、専決処分事項の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（塚寿雄君）

説明が終了しました。

まず、1臨報告第1号専決処分事項について（条例関係）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1臨報告第1号専決処分事項について（条例関係）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1臨報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、1臨報告第2号専決処分事項について（暫定予算関係）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 臨報告第 2 号専決処分事項について（暫定予算関係）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1 臨報告第 2 号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、1 臨報告第 3 号専決処分事項について（一部事務組合関係）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 臨報告第 3 号専決処分事項について（一部事務組合関係）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1 臨報告第 3 号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、1 臨報告第 4 号専決処分事項について（機関等の共同設置関係）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 臨報告第 4 号専決処分事項について（機関等の共同設置関係）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1 臨報告第 4 号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 15 1 臨議案第 1 号平成 25 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算について

○議長（塚寿雄君）

続いて、日程第 15、1 臨議案第 1 号平成 25 年度 紀南環境広域施設組合一般会計予算についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 臨議案第 1 号平成 25 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計の予算額は、3,094 万 6 千円でございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

補足説明をさせていただきます。

本年度の一般会計予算につきましては、紀南環境広域施設組合が設置されました本年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 8 か月間の歳入歳出予算となっております。

なお、先ほど暫定予算の説明の際にも申し上げましたとおり、暫定予算は当初予算の一部であるため、この一般会計予算は、暫定予算を含めた予算として計上しています。

それでは、104 ページをお願いします。

1 臨議案第 1 号平成 25 年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,094 万 6 千円と定める。

第 2 条歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳入予算の内容につきましては、105 ページに款項ごとに計上していますが、106 ページからの一般会計歳入歳出予算事項明細書で主なものを御説明いたします。

まず、歳入につきまして、御説明いたします。

107 ページをお願いします。

負担金につきましては、総務費負担金として 1,451 万 3 千円、衛生費負担金として 1,510 万

2 千円を計上しております。総務費負担金につきましては、歳出の議会費、総務費、予備費に関する経費を均等割 5 %、ごみ量割 95 % で構成市町の負担金といたしております。衛生費負担金につきましては、歳出の衛生費に関する経費をごみ量割 100 % で構成市町の負担金といたしております。

108 ページをお願いします。

県支出金につきましては、133 万 1 千円を計上しております。

県補助金につきましては、県が参画していただきました財団法人紀南環境整備公社の事業活動に対する支援を目的として、公社設立の平成 17 年度より補助を受けてまいりました。

年度当初の公社からの補助申請の段階では、公社解散及び一部事務組合設立が正式に決定したものではありませんでしたので、1 年間分の経費を公社で予算化し、それに対する県補助金の交付決定をいただいております。その後、公社解散と一部事務組合設立が正式に決定いたしましたので、公社で予算化してございました 1 年間分の予算を公社予算と一部事務組合予算に分割いたしました。当組合に対する県補助金につきましては、公社の清算業務を組合の事務所内で行うこともあり、当初、公社事業として交付決定していたもののうち、当組合で予算化した事務経費に関する補助でございます。

続きまして、歳出につきまして、御説明いたします。

109 ページをお願いします。

議会費は、45 万 1 千円で、議員報酬や議会活動及び運営に要する経費を計上しております。

次に、109 ページから 110 ページまでの総務費につきましては、1,383 万 6 千円で、人件費、事務費のほか、組合の公用車を購入するための経費を計上しております。

次に、111 ページの衛生費につきましては、1,565 万 9 千円で、人件費、事務費のほか、広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料 200 万円を計上しております。

広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料につきましては、最終候補地となっております田辺市稲成地区において、先進地視察など最終処分場に対する地元住民の理解を進めるための取り組みを、10月に設立されました地元検討委員会に委託するものであります。

次に、112ページの予備費につきましては、100万円を計上しております。

以上で、一般会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（塚寿雄君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、可決いたしました。

日程第 16 1 臨議案第 2 号 監査委員の選任
につき同意を求めることにつ
いて

○議長（塚寿雄君）

続いて、日程第 16、1 臨議案第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

ただいま上程されました議案は、現在欠員となっております識見を有する者のうちから選任いたします監査委員に、山本紳次氏を選任いたしたく存じ、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定に基づき、同意をお願いするものであります。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

住所、氏名、生年月日であります。田辺市文里一丁目 4 番 12 号、山本紳次、昭和 35 年 3 月 17 日生まれ、53 歳でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

1 臨議案第 2 号は、これを同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、1 臨議案第 2 号は、これを同意することに決しました。

（監査委員 山本紳次君着席）

○議長（塚寿雄君）

なお、ただいま同意されました山本紳次君から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○監査委員（山本紳次君）

皆さん、こんにちは。

ただいま御紹介いただきました山本紳次です。議長さんからお許しを得まして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、紀南環境広域施設組合の監査委員として御指名をいただき、また、議員の皆さんにはただいま御同意を得ました。

感謝申し上げますでございます。

もとより、微力ではございますけれども監査制度を通じまして紀南に住む皆さん方の生活の向上、地方自治の健全な繁栄、発展に努力してまいりたいとこのように決意をいたしております。

今後とも皆さん方の御指導・御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第 17 1 臨議案第 3 号監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（塚寿雄君）

続いて、日程第 17、1 臨議案第 3 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この場合、地方自治法第 117 条の規定により、12 番、田中昭彦君の退席を求めます。

（12 番 田中昭彦君退席）

○議長（塚寿雄君）

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

ただいま上程されました議案は、現在欠員となっております議員のうちから選任いたします監査委員に、田中昭彦氏を選任いたしたく存じ、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定に基づき、同意をお願いするものであります。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

住所、氏名、生年月日でありますが、日高郡みなべ町北道 321 番地、田中昭彦、昭和 18 年 8 月 21 日生まれ、70 歳でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

1 臨議案第 3 号は、これを同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(塚寿雄君)

異議なしと認めます。

よって、1 臨議案第 3 号は、これを同意することに決しました。

(監査委員 田中昭彦君着席)

○議長(塚寿雄君)

なお、ただいま同意されました田中昭彦君から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○監査委員(田中昭彦君)

みなべ町の田中です。

ただいま監査委員に就任いたしまして、身の引き締まる思いでございます。

銀行関係の職場からもう 10 年以上離れておりますので、最近ちょっと数字に対する勘が鈍

ってきておりますが、監査委員という大任をはたさせていただきたいと思いますので皆様方の叱咤激励、また御協力を賜りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

閉 議

○議長(塚寿雄君)

以上をもって、本臨時会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(塚寿雄君)

それでは、これをもって、平成 25 年第 1 回紀南環境広域施設組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様方、どうも御苦勞様でございました。

午後 1 時 51 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 25 年 11 月 6 日

紀南環境広域施設組合

臨時議長 森 本 隆 夫

議 長 塚 寿 雄

議 員 安 達 克 典

議 員 山 本 明 生